令和８年度

子育て世帯の民間賃貸住宅への住替え助成金のご案内

豊中市住宅協会では、子育て世帯の民間賃貸住宅の住替えを支援するため、礼金や仲介手数料などの住替えにかかる初期費用の一部を助成します。

１．募集期間

令和８年（2026 年）６月１日 ～ 令和９年（2027 年）１月末日まで

・募集期間までに住替えが完了している必要があります。

・助成金の申請は、先着順で受け付けます。

・募集期間内であっても、予算額に達し次第受付を終了します。（100 世帯を想定）

２．申請先・お問い合わせ先

豊中市住宅協会（豊中市役所内　第二庁舎５階）

〒561-8501　豊中市中桜塚３－１－１

電　話　０６－６８５８－２７４２

メール　toyo-kosodate@jcom.zaq.ne.jp

ＨＰ　https://toyohope21.xsrv.jp/

・受付時間は、平日の９時から１７時１５分です。（土日・祝日・年末年始は除きます。）

・申請は、窓口に直接持参または郵送（特定記録郵便）でお願いします。

３．助成金の交付対象者

次の①から⑥をすべて満たしている必要があります。

① 子ども（18 歳まで）または妊娠している者がいる世帯

② 世帯員全員が生活保護を受給していないこと

③ 転居後の住宅が豊中市内の民間賃貸住宅で、申請者または同居者が所有者と賃貸契約を締結し、家賃を支払うこと（市営住宅、府営住宅への住替えは対象外）

④ 転居日が、令和８年４月１日から令和９年１月末日

⑤ 転居後の住宅が、※「表 1」に示す専有面積以上を有する住宅

⑥ 転居後の住宅が、昭和 56 年６月１日以降に建築された新耐震基準相当の住宅

※「表 1」転居後の住宅の専用面積

世帯人数	２人	３人	４人	５人	６人
住戸専用面積	30 ㎡	40 ㎡	50 ㎡	57 ㎡	66 ㎡

１．６人を超える場合は次の算出式によります。

住戸専用面積　（10 ㎡×世帯人数＋10 ㎡）×0.95

２．妊娠している者は、1.5 人とみなします。

３．子どもが６歳未満の場合は、0.5 人とみなします。

４．助成対象経費と助成金額

転居のために、事業者に支払った下記の費用が助成対象経費です。

・礼金
・仲介手数料
・火災保険料
・家賃債務保証料
・鍵交換費用
（敷金は助成対象となりません。）

上記対象金額の２／３を助成します。

１世帯あたりの助成金上限　１０万円（ひとり親世帯は、上限１５万円）

５．申請書類

①子育て世帯住替え助成金交付申請書兼誓約書（様式第１号）
②転居後の世帯全員の住民票（世帯主との続柄が記載されているもの）
③転居後の住宅の賃貸借契約書の写し
（所在地、契約期間、契約締結日、契約締結箇所［貸主・借主の記名押印］、の記載部分）
④転居後の住宅の面積及び竣工年月日が分かる書類の写し
⑤助成対象経費の領収書の写し、及び領収書の内訳が分かる書類の写し
⑥妊娠している者がいる世帯の場合は、該当する子どもの母子健康手帳の写し
（発行元、交付日、子の親の氏名、分娩予定日、の記載部分）

６．申請の流れ

住替え完了 → 申請 → 審査 → 交付決定 → 交付請求 → 助成金交付

・助成金の交付申請をする場合、住替えが完了している必要があります。
・申請受付は令和９年１月末日までです。
・郵送の場合は、特定記録郵便など配達記録が残る方法で送付してください。
・申請書の審査後、交付決定通知書を申請者ご本人に送付します。届きましたら速やかに**「子育て世帯住替え助成金交付請求書（様式第４号）」**をご提出ください。